政令第百五十四号

対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十号）の施行に伴い、並びに同法附則第五条並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第一項第三号及び第四号、第二項第三号から第五号まで及び第九号並びに第四項、第二十七条第一項、第二十七条の二第一項及び第五項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び第五項、第二十九条第五項、第五十五条の五第一項、第六十九条第一項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（対内直接投資等に関する政令の一部改正）

第一条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の三」を「第四条の四」に改める。

第二条第一項中「株主又は」を「株主若しくは」に、「次条第一項第六号」を「第四項第一号」に、「が直接」を「又はその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。以下同じ。）が直接」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　法第二十六条第一項第四号に規定する出資の金額の合計に係る同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体

二　法第二十六条第一項第三号に掲げるもの（特定上場会社等を除く。）

三　法人その他の団体であつて、法第二十六条第一項第一号に掲げるものがその役員（同項第五号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占めるもの（前二号に掲げるものを除く。）

四　組合等（法第二十六条第一項第四号に規定する組合等をいう。以下同じ。）であつて、同項第一号に掲げるもの及び前三号に掲げるものが当該組合等の業務執行組合員（同項第四号に規定する業務執行組合員をいう。以下同じ。）の過半数を占めるもの（前三号に掲げるものを除く。）

4　前項第二号に規定する「特定上場会社等」とは、法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権（同条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。

一　上場会社等の各株主（外国法人等又は他の会社若しくはその子会社に限る。次号において同じ。）が所有する当該上場会社等の実質株式（議決権等行使等権限（株式に係る株主としての議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいう。以下この条及び次条第一項第八号において同じ。）が株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいう。以下同じ。）の数、当該株主を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。次号において同じ。）（以下この号において「株主の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下この条において同じ。）その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、第七項に規定する要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数（株式のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）

二　上場会社等の各株主が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（議決権行使等権限（株式に係る株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいう。以下同じ。）が保有等議決権（法第二十六条第二項第四号に規定する保有等議決権をいう。以下この号において同じ。）を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいう。以下同じ。）（第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の数及び当該株主を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）

5　法第二十六条第一項第四号に規定する組合等の業務執行組合員に係る同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第三項各号に掲げるもの

二　組合等で、法第二十六条第一項第一号に掲げるもの及び第三項各号に掲げるものによる出資の金額の合計の総組合員（同条第一項第四号に規定する総組合員をいう。）による出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

三　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合（以下この号において「有限責任事業組合」という。）であつて、次に掲げるものが当該有限責任事業組合の組合員の過半数を占めるもの（第一号に掲げるものを除く。）

イ　法第二十六条第一項第一号に掲げるもの

ロ　前二号に掲げるもの

ハ　前二号に掲げるものの役員（前二号に掲げるものが当該組合等の業務執行組合員又は当該有限責任事業組合の組合員である場合に限る。）

第二条第十一項中「第九項第五号」を「第十六項第四号」に、「次条」を「次条第一項第四号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該受任をするものが自己に議決権の行使を代理させることの勧誘を伴うもの

第二条第十一項を同条第十八項とし、同条第十項を同条第十七項とし、同条第九項中「第二十六条第二項第七号」を「第二十六条第二項第九号」に、「行為は」を「ものは」に、「行為と」を「ものと」に改め、同項第一号ロ中「又は第四号」を「から第五号まで」に改め、同号ニ⑵中「第四項の株式取得者」を「第十九項第一号に規定する株式取得者等」に改め、同項第三号イ中「当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使する権限」を「議決権等行使等権限」に、「当該権利」を「当該株式に係る株主としての議決権その他の権利」に改め、同号ロ⑴及び⑵を次のように改める。

⑴　当該株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数、当該株式への一任運用をするもの（以下この号において「運用者」という。）を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号において「運用者の密接関係者」という。）がする株式への一任運用（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる当該上場会社等の株式の数並びに当該運用者及び当該運用者の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一以上となること。

⑵　当該株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式に係る議決権について、株式への一任運用の後における運用者の実質保有等議決権の数及び当該運用者の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となること。